

新型コロナ関連給付

注目
4

令和4年度から住民税が非課税になった皆さんへ 10万円を支給（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）

☎ 共生福祉課地域共生担当（☎ 590-2900）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられよう現金給付を行います。対象世帯には、給付を受けるための「確認書」を郵送します。

この給付金は、令和4年2月から実施している住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象世帯が拡大したものです。すでに受給している人は支給対象になりません。



対象者

令和3年度は課税世帯であったが、
令和4年度から新たに非課税となった世帯

- ・基準日（令和4年6月1日）時点で北本市に住民票があること
- ・世帯員全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯であること

▶住民税の非課税要件

- ・生活保護 ・未成年者、障がい者、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下
- ・前年の合計所得金額が各地方自治体の定める額以下

支給額

10万円／1世帯あたり

受給方法

7月中に市から郵送される「確認書」を記入し、返送

「確認書」が届かない世帯の皆さんへ

以下に当てはまる人は、「確認書」が届きません

■令和4年1月2日～6月1日に他市区町村から
北本市へ転入した世帯
転入前の市区町村で、令和4年度住民税が非課税の世帯は支給対象です。非課税世帯であるかどうかの確認は、転入前の市区町村にお問い合わせください。

■所得を申告していない世帯
令和3年中の所得を申告していない人は、税申告をお願いします。税申告の結果、「非課税世帯」に該当すれば支給対象です。

申請書類を市に提出してください

期間 10月31日（月）まで

提出方法 共生福祉課地域共生担当
（〒364-8633 北本市本町1-111、
☎ 590-2900）へ郵送または直接。

申請書類

- ☐ 申請書 ☐ 本人確認書類
- ☐ 給付金の振込みを希望する口座確認書類
- ☐ 令和4年度住民税非課税証明書の写し（令和4年1月2日以降に北本市へ転入した人のみ、令和4年1月1日時点で住んでいた市区町村で取得してください）



家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、非課税水準相当額以下まで収入が減少している世帯）も引き続き申請を受け付けています。

注目
5

きたもとの「ヘイケボタル」を見に行こう！

北本自然観察公園にて、市の昆虫「ヘイケボタル」の観察会を実施します。ヘイケボタルの幻想的な光に包まれながら、北本の豊かな自然を感じてみませんか。

時 **7月14日（木）19:00～20:30**

場 埼玉県自然学習センター

対 どなたでも 定 15人（先着順） 費 無料

申 問 7月1日（金）～12日（火）の平日9:00～17:00
に市長公室政策調査担当（☎ 511-7700）へ電話。



～知っていますか？ 北本のシンボル～

それぞれの愛らしい外見や特徴から、多くの市民に親しまれています。詳細は市ホームページへ。



市の昆虫「ヘイケボタル」

埼玉県レッドデータブックで準絶滅危惧に指定される希少種ですが、夏の夜に北本自然観察公園で見ることができます。（画像提供：埼玉県自然学習センター）

皆さんの心にやさしい灯りをともします！

市の野草「カタクリ」（市指定天然記念物）

別名「春の妖精（スプリング・エフェメラル）」

春に高尾（カタクリ自生地）で待っています♪



市の野鳥「カワセミ」

別名「青い宝石」

自然観察公園や総合公園などで見つけてね♪

注目
6

子どもの権利に関する条例の施行に向けた 子どもの権利相談員の募集

市は、令和4年3月に「北本市子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例は、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会の実現を目的とし、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利が侵害された場合に相談を受け、救済することを定めています。

10月1日からの条例施行に伴い、子どもやその保護者等から子どもの権利についての相談を受ける「子どもの権利相談員」を募集します。

業務内容

子どもやその保護者等からの電話・面談等による相談業務等

応募資格

社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、保育士もしくは教育免許等の有資格者で子どもに関する相談業務や指導等の経験を有するまたはそれに準ずる人。

任用期間

8月15日～9月30日 ※事務職員としての任用

10月1日～令和5年3月31日 ※相談員としての任用

9月末までは相談制度の開始準備を行います。
10月から相談員としての任用に切り替わります。

報酬

市の規定による

募集人数

3人

市ホームページ



勤務時間等

1日7時間 月曜日～金曜日のうち週3日 市役所勤務

申込み

所定の履歴書に志望動機を添えて、7月22日（金・必着）17:00までに人権推進課人権推進・男女共同参画担当（☎ 594-5506）へ直接または郵送で提出してください。※詳細は市ホームページまたは募集要項をご覧ください。